

療養担当規則による揭示

令和7年4月1日現在

厚生労働省揭示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める揭示事項」は、下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

2. 療養病棟

療養病棟入院料 2 20対1

当病棟では、1日6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

【看護職員（看護師及び准看護師）】

- ・朝8時30分～夕方5時15分まで
看護職員1人当たりの受持ち数は8人以内です。
- ・夕方5時15分～朝8時30分まで
看護職員1人当たりの受持ち数は40人以内です。

【看護補助者】

- ・朝8時30分～夕方5時15分まで
看護補助者1人当たりの受持ち数は8人以内です。
- ・夕方5時15分～朝8時30分まで
看護補助者1人当たりの受持ち数は40人以内です。

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①現役並み所得者・一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	510円	370円
		入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	470円	
	②重篤な病状又は集中的治療を要する者(低所得者Ⅰ・Ⅱ以外)	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	510円	370円
		入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	470円	
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱ以外)		280円	0円
	低所得Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)		240円
⑤低所得者Ⅱ(重篤な病状又は集中的治療を要する者)		規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	240円	370円
		規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	190円	
⑥低所得者Ⅱ(指定難病患者)		規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	240円	0円
		規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	190円	
低所得Ⅰ		⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円
	⑧低所得者Ⅰ(重篤な症状又は集中的治療を要する者等)		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者			